

米国電子商取引・税務検討委員会報告

はじめに

米国では、1998年10月21日に成立した「インターネット税凍結法」(P. L. 105-277)により、インターネットに対して州税及び市町村民税の新しい課税が3年間凍結された。

また、同法第1102条の規定に基づいて、電子商取引の税務に関する検討委員会(Advisory Commission on Electronic Commerce:以下「委員会」という。)が設立された。この委員会は、19名の委員から構成され、この委員会の存続期間である3年間という期間内にインターネットと税務(連邦税、州税及び国際税務)について検討を行うことになっている。

電子商取引とその課税については、OECDをはじめとして世界各国の課税当局(例えば、オーストラリア、ニュージーランド、オランダ、カナダ等)が税務行政への影響を含めた検討報告を公表しているが、米国国内の州境を越える電子商取引に対して、各州の課税権を調整し、かつ、州税である売上税(sales tax)及び使用税(use tax)をどのように調整するかということ(課税するのか又は課税しないのかを含めての検討)は、独立した課税権を有する各州をそれぞれの国に置き換えることにより、電子商取引に係る消費税における国際税務の試金石

となるものであり、その意味から、この委員会の検討結果は、今後の電子商取引と税務問題の方向を見いだす上で注目に値するものである。よって、本論は、2000年4月に同委員会が議会に提出した報告書(Advisory Commission on Electronic Commerce, "Report to Congress" (April 2000):以下「報告書」という。)を検討するものである。

1 報告書の概要

委員会の全体的な姿勢は、電子商取引を育成することにあり、政府の役割を、電子商取引に係る税及びその他の負担を最小限に抑えることであるとしている。そして、委員会は、従来の州の課税システムを簡素化及び改正して、簡素で効率性がありかつ公平な売上税と使用税の体系を構築することを提言している。また、州税の改正は各州の権限であることから、委員会は、現行の州税体系改正のために5年間の時間的な猶予を与えることを提言している。すなわち、この提言は、電子商取引に関する新たな課税凍結期間の5年間延長という意味である。

国際税務の分野について、委員会は、現行の国際課税のルールを電子商取引に対して適用し、新税導入に反対している。委員会は、OECDにおける検討に依存している。

Topics of International Taxation

2 売上税と使用税

現在、売上税と使用税の課税を行っている米国の州は45州であり（税率等は州により異なる。）、これらの税目が州及び市町村等における歳入に占める比率は約25%である。

売上税は、再販売である場合を除いて、その小売段階においてその売上金額を課税標準として課税され、使用税は他州で購入した売上税を免除された商品等を州内に持ち込んで使用・貯蔵・消費を行う場合、その使用等を行う州において課税される。すなわち、使用税は、売上税の補完税として機能することになる。なお、使用税の納税義務者は、原則として商品の購入者であるが、州内に事業所又は代理人をおく事業者の場合は、使用税の徴収義務がある。報告書によれば、事業者対事業者における使用税の納付と比較して、消費者による使用税の納付割合は低いことが述べられている（報告書13頁）。

電子商取引により州内に居住する消費者が州外の業者から商品等を購入する場合、使用税の徴収をこの州外の業者が行えば問題はないが、米国の最高裁判決（Quill 事案 1992年）によりこの徴収方法は難しくなっている。その結果、個人消費者の関与する電子商取引の増加に伴い、多額の使用税の課税漏れが生じることが予測されている。委員会は、インターネット税凍結法失効後3年以内に全米において統一的な売上税等の制度を確立することによりこの問題を解決することを提言している。

この報告書に関する全体としての印象は、従来の見解を覆す内容ではなく、インターネット税凍結法に示された立法趣旨の範囲を超えるものではない。その新税凍結の背景には、米国の大景気に支えられて国及び地方の税収が好調であることも一つの要因であろう。

この米国地方税である売上税と使用税の電子商取引に対する適用は、電子商取引に係る消費税の課税と無関係ではない。例えば、現行の消費税の制度では、オンラインにより国外から提供されるデジタル情報等について輸入取引として課税することが難しいことは、本欄において既に指摘したところである（本誌1998年8月号「インターネット課税の将来」）。

電子商取引における税務において影響を受ける税目の一つは、消費税である。今後、現行消費税の制度をどのように改正するのかを検討する際に、米国州税の動向は一つの参考例となる。

日本大学教授

矢内 一好